

電気事業法第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会の認定の基準について

電気事業法（昭和39年法律第170号。）第37条の4の規定による認定電気使用者情報利用者等協会（以下「認定協会」という。）の認定に係る審査基準については、同条各号に認定の基準が規定されているところであり、同条第3号及び第4号のより具体的な基準は、次のとおりとする。

認定協会の認定については、次に掲げる事項が、認定電気使用者情報利用者等協会認定申請書又はその添付書類に明確に記載され、かつ、次に掲げる全ての要件に適合していると認められるときでなければ、認定しないものとする。

1. 認定協会の定める規則等に記載されている内容について、業務が適格に行われることが認められることの基準

(1) 第37条の5第1項第1号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 次に掲げる事項に留意した電気使用者からの電気使用者情報の提供に係る同意の取得方法

イ 電気使用者が電気使用者情報の提供に同意するか否かの選択の機会について、その任意性を具体的に、分かりやすく本人に示していること。

ロ 一般送配電事業者又は配電事業者から電気使用者情報を取得し、電気使用者情報の利用者である会員（以下「利用会員」という。）に提供する場合は、少なくとも次に掲げる事項を認定協会又は当該電気使用者情報の提供を受ける利用会員から電気使用者に明示した上で、本人の同意を得ること。

(i) 認定協会を運営する申請事業者の名称又は氏名

(ii) 個人情報保護管理者（若しくはその代理人）の氏名又は職名、所属及び連絡先

(iii) 認定協会の行う事業、対象とする電気使用者情報の範囲、事業による便益及び利用目的に応じたリスク

(iv) 同意取得の対象となる電気使用者情報、その取得の方法及び利用会員の利用目的

(v) 利用会員の名称及び業種

(vi) 利用会員への電気使用者情報の提供に係る条件

(vii) 利用会員への提供に係る判断の一部又は全部を認定協会に委任している場合は、利用目的に関する判断基準及び判断プロセス

(viii) 利用会員への電気使用者情報提供の方法

(ix) 電気使用者情報の訂正等を行った場合に当該電気使用者情報を利用会員に提供する場合はその旨

(x) 電気使用者情報の提供に関する利用会員との契約がある場合はその旨

(xi) 電気使用者情報の取扱いの委託を行うことが予定される場合には、その旨

(xii) 開示等の請求等に応じる旨及び問合せ窓口

(vi) 認定協会が提供する機能及び当該機能を利用するための手続

(vii) 電気使用者が認定協会の相談窓口を利用するための手続

(xiii) 電気使用者が電気使用者情報を提供することの任意性及び当該情報を与えなかった場合に本人に生じる結果

- ハ 利用会員の新しい利用目的のために初めて電気使用者情報が収集される前に、又は、電気使用者情報が使用される前に、電気使用者にその目的を明示し、同意を得ること。
- ② 次に掲げる点に留意された電気使用者情報の収集
- イ 電気使用者情報の収集を始める前に、利用目的を実現するためにどの電気使用者情報が必要かを慎重に考慮すること。
 - ロ 収集する電気使用者情報は、適用される法令の範囲内及び特定された目的のために最低限必要であるものに制限すること。
 - ハ 電気使用者情報をみだりに収集せず、収集する電気使用者情報の量及び種類の両方について、利用目的を達成するのに必要なものに制限すること。
 - ニ 個人情報の取扱いの方針及び実践の一部として、収集する電気使用者情報の種類及びそれを収集する正当な理由を明確にすること。
 - ホ 処理された電気使用者情報が、利用目的に照らして、正確性が十分であり、品質が確保できるよう適切な収集手順を定めること。
 - ヘ 収集した電気使用者情報の信頼性を当該電気使用者情報が処理される前に確保すること。
 - ト 電気使用者による電気使用者情報の変更の請求があった場合、必要な手続きを案内すること。
 - チ 収集及び保管している電気使用者情報の正確性及び品質を定期的に点検するための管理の仕組みを定めること。
- ③ 次に掲げる点に留意された収集した電気使用者情報の利用、保持及び提供の制限
- イ 処理される電気使用者情報を最小限にするとともに、電気使用者情報にアクセスする者の数を最低限に抑えること。
 - ロ 電気使用者情報の処理の目的が終了している場合は、当該電気使用者情報を確実に消去すること（適用される法令により当該電気使用者情報の保存が求められている場合を除く。）。
 - ハ 電気使用者情報の利用、保持及び提供は、具体的、明示的かつ正当な利用目的を達成するために必要な範囲に限定すること。
 - ニ 適用される法令によって、異なる目的が明示的に要求されている場合を除き、収集の前に特定した利用目的に電気使用者情報の利用を限定すること。
 - ホ 定められた利用目的を達成するのに必要な期間だけ電気使用者情報を保持し、かつ、必要な期間を経過した後は電気使用者情報を確実に消去すること。
 - ヘ 定められた利用目的が無効になったが、適用される法令が保持を要求している場合は、全ての電気使用者情報を電磁的方法により保存し、安全を確保し、かつ、それ以上処理されないようにすること。
 - ト 電気使用者情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (i) 特定した利用目的の範囲内で委託契約を締結すること。
 - (ii) 委託先を選定する基準を定め、当該基準には、少なくとも委託する当該業務に関して、認定協会と同等以上の個人情報保護の水準にあることを客観的に確認できることを含めなければならないこと。
 - (iii) 委託する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないこと。

(iv) 委託先に対し、次に示す事項を契約によって規定し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保しなければならないこと。

- a) 委託先との責任の明確化
- b) 電気使用者情報の安全管理に関する事項
- c) 再委託に関する事項
- d) 電気使用者情報の取扱状況に関する報告の内容及び頻度
- e) 契約内容が遵守されていることを定期的及び適宜に確認できる事項
- f) 契約内容が遵守されなかった場合の措置
- g) 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
- h) 契約終了後の措置

(v) (iv) の契約に係る契約書などの書面を少なくとも電気使用者情報の保有期間にわたって保存しなければならないこと。

④ 次に掲げる点に留意された事業に係る情報提供

- イ 個人情報を含む電気使用者情報の処理に関する個人情報保護方針並びに電気使用者情報の取扱い手順及び実践について、明確かつ入手が容易な方法で本人に提供すること。
- ロ 電気使用者情報が処理されるという旨、利用目的、電気使用者情報が開示される可能性がある利用会員や電気使用者情報の取扱いの委託先の連絡先を含む個人情報保護管理者の氏名又は職名及び所属を明示又は通知すること。
- ハ 電気使用者情報の取扱い手順に大きな変更があった場合には、電気使用者に通知すること。

⑤ 次に掲げる事項を含めた利用会員等との契約約款等の策定及び公表

- イ 電気使用者情報の提供の方法
- ロ 電気使用者情報の利用の目的
- ハ 相談や問い合わせを行う方法
- ニ 電気使用者から同意の撤回があった場合の対応

⑥ 次に掲げる点に留意された電気使用者との合意に係る契約約款等

次に掲げる事項を遵守するとともに、本内容を電気使用者との契約約款等に明記し、電気使用者の合意を得ること。

- イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）をはじめ、関係する法令等を遵守すること。
- ロ 電気使用者情報について認定基準のセキュリティ基準にもとづき、安全管理措置を講じ、セキュリティ体制を整備した上で維持・管理を行うこと。
- ハ 善良な管理者の注意をもって電気使用者情報の管理・利用を行うこと。
- ニ 対象とする電気使用者情報、その取得の方法及び利用目的を明示すること。
- ホ 電気使用者情報を利用会員に提供する場合の提供先利用会員及びその利用目的に関する適切な判断基準を設定し、明示すること。
- ヘ 認定協会が電気使用者情報を利用会員に提供する場合、適切な判断プロセスを設定し、明示すること。
- ト 電気使用者情報の提供先利用会員及び当該利用会員の利用目的を明示すること。
- チ 電気使用者が自らの情報の提供に関する同意の撤回を求めた場合は、対応すること。
- リ 電気使用者情報の取扱いの委託を行う場合には、関係法令に基づき必要な監督を行うこと。

⑦ 次に掲げる点に留意された電気使用者が自身の電気使用者情報の管理を可能とするための機能

イ 認定協会の電気使用者情報の利用会員への提供に係る条件の指定及び変更について、次に掲げる機能を具備すること。

(i) 提供先、利用目的及びデータ範囲について、電気使用者が選択できる選択肢を用意すること。

(ii) (i) の選択を実効的なものとするために適切な仕組みを提供すること。

(iii) (i) の選択肢及び(ii)の仕組みが適切に設定されているかについて、定期的に2.(5)の諮問体制に説明し助言を受けること。

(iv) 電気使用者が個別の提供先、データ項目等を指定できる機能を提供する場合には、その旨を明示すること。

ロ 電気使用者情報の利用会員への提供履歴を閲覧可能にすること。

ハ 電気使用者から電気使用者情報の利用会員への提供・利用停止の指示を受けた場合、認定協会はそれ以降その電気使用者情報を利用会員に提供しないこと。

ニ ハの指示を受けた以降、既に提供先に提供された電気使用者情報の利用が当該提供先で制限されるか否か、制限される場合にはどの範囲で制限されるかを、あらかじめ本人に明示すること。

ホ 認定協会が保有する電気使用者情報について、本人から開示の請求があった場合は、対応すること。

ヘ ホの開示については、簡易迅速かつ電気使用者の負担のない仕組みにより、保有電気使用者情報の開示の請求を可能とする仕組みを提供すること。

(2) 第37条の5第1項第2号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

イ 電気事業法その他の法令の規定及び第37条の5第4号の規則を遵守させるために会員に対して、必要な指導及び助言を行うこと。

ロ 会員が電気事業法その他の法令の規定及び第37条の5第4号の規則に違反した場合、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告すること。

ハ ロの勧告に従わない場合は、当該会員を除名すること。

(3) 第37条の5第1項第3号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも第37条の5第4号の規定による制定する規則等のうち、望ましい行為として記載される行為を遵守しておらず、かつ、その理由を説明していない会員に対し、説明を行うよう、必要な指導及び助言を行うことが記載されていること。

(4) 第37条の5第1項第4号で定める規則に少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。

① 利用会員の入会にあたっては、少なくとも2.(1)及び(2)の対応を行う能力を有することを確認すること。

② ①の能力については、第三者の認証を得ていることを確認すること。

③ 電気使用者情報の提供にあたっては、利用会員の利用目的が適用される法令を遵守していること及び適法な根拠に依拠していることを確認すること。

- ④ 利用会員における電気使用者情報の共同利用（個人情報保護法第23条第5項第3号に規定する共同して利用される場合をいう。以下④ロにおいて同じ。）について、電気使用者情報の共同利用を行う者が全て協会の会員である場合を除き禁止すること。
- ⑤ 利用会員は、電気使用者情報を当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で電気使用者情報を利用すること。
- ⑥ 認定協会は、利用会員及び電気使用者情報を提供する一般送配電事業者又は配電事業者（以下「提供会員」という。）と次に示す事項を含めた契約を締結し、十分な電気使用者情報の保護水準を担保すること。
- イ 利用会員と認定協会の責任の明確化
 - ロ 電気使用者情報の安全管理に関する事項
 - ハ 利用会員における委託に関する事項
 - ニ 電気使用者情報の取扱状況に関する報告の内容
 - ホ 必要に応じた認定協会の利用会員に対する調査及び報告の徴収の実施
 - ヘ 損害賠償責任
 - ト 認定協会が利用会員に提供した電気使用者情報の取扱いや利用条件
 - チ 契約内容が遵守されていることを定期的及び適宜に確認できる事項
 - リ 契約内容が遵守されなかった場合の措置
 - ヌ 事件・事故が発生した場合の報告・連絡に関する事項
 - ル 契約終了後の措置
- ⑦ 認定協会、利用会員及び提供会員は、⑥の契約書などの書面を少なくとも電気使用者情報の保有期間にわたって保存すること。
- ⑧ 利用会員からの電気使用者情報の他の第三者への再提供について、次に掲げる条件を全て満たす場合を除き禁止すること。
- イ 再提供を行う合理的な理由があること。
 - ロ 再提供先が①及び②の要件を満たしていること。
 - ハ 再提供を行う利用会員は、再提供先への提供について、再提供先の名称、業種、事業分類等と、その利用目的、提供する電気使用者情報の項目及び再提供先に対する電気使用者情報の開示等の請求等の窓口を認定協会に報告を行うこと。
 - ニ 電気使用者と利用会員との間に契約が締結され、再提供先への第三者提供について、電気使用者から同意取得すること。
 - ホ 電気使用者に対して、利用会員から再提供先へ電気使用者情報の第三者提供を行うこと及び当該再提供先を明示していること。
- ⑨ 再提供先からの更なる第三者への提供は認められないこと。
- ⑩ 提供する電気使用者情報の安全管理が図られるよう、利用会員に対する必要かつ適切な監督を行うこと
- (5) 第37条の5第1項第5号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
- ① 会員の、電気事業法若しくは電気事業法に基づく命令若しくは処分又は（4）の規則の遵守の状況の調査のために必要な限度において、認定協会は必要な事項を会員に対して、報告を求めることができること。
 - ② 会員が正当な理由なくイの報告を行わない場合、認定協会は（2）の指導又は勧告を行うことができること。

- (6) 第37条の5第1項第6号に掲げる業務に関する事項として、会員による情報の利用・提供に関する情報を収集・整理し、必要に応じて、その情報を提供することが記載されていること。
- (7) 第37条の5第1項第7号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 電気使用者からの電話や電子メール等による問い合わせ、連絡、相談等を受け付けるための窓口を設置し、相談があった場合の対応手順を定めていること。
 - ② 電気使用者からの苦情及び相談の窓口となり、一義的な説明責任を負うこと。
- (8) 第37条の5第1項第8号に掲げる業務に関する事項として、少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。
 - ① 利用会員、利用目的、契約約款に関する重要事項の変更などを電気使用者に分かりやすく開示すること。
 - ② 事業に関する定期的な報告の公表を行うこと。

2. 情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎を有することが認められることの基準

- (1) JIS(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)Q 27001に準拠した情報セキュリティに係る対応が可能であること。
- (2) JISQ 15001に準拠した個人情報保護に係る対応が可能であること。
- (3) 固有のデータセンターを保有又はそれと同等の管理が可能な委託先データセンターを確保していること。
- (4) 委託先データセンターを利用する場合は、当該データセンターで取り扱われる電気使用者情報に関する準拠法及び訴えの裁判管轄に留意すること。
- (5) 提供会員から電気使用者情報を受領する機器及び利用会員に電気使用者情報を提供する機器を特定し、それ以外の機器では、受領又は提供できないようにする技術的及び物理的な対策を講じること。
- (6) 個人情報保護法や消費者契約法(平成12年法律第61号)等の認定協会が業務を行う上で、遵守する必要のある関係法令について、熟知していること。
- (7) 認定協会又は利用会員に帰責事由があり個人に損害が発生した場合は、認定協会が個人に対し損害賠償責任を負うことが可能であること。
- (8) 個人情報保護、消費者保護、データ解析、セキュリティに精通する専門家を構成員とする諮問体制を設置し、次に掲げる点について適切性を審議し、必要に応じて助言を求めることができる体制を構築し、少なくとも年1回程度は当該諮問体制による会合を行うこと。
 - ① 認定協会の事業スキーム
 - ② 残存リスクの妥当性
 - ③ 個人情報の取扱い
 - ④ ユーザーインターフェースの適切性
 - ⑤ 電気使用者と認定協会の契約の内容
 - ⑥ 利用会員に求める情報セキュリティ対策及び個人情報保護対策
- (9) (8)の諮問体制の会合は、議事概要を公表すること。
- (10) 認定協会は、(8)の諮問体制に定期的に報告を行うこと。

- (1 1) 諮問体制は、必要に応じて(8)①から⑥の内容について調査・報告を求めることが可能であること。
- (1 2) 経理的基礎について、少なくとも次に掲げる事項が認められること。
- ① 業務の運営に必要な情報処理システムの開発、維持・運用等に要する資金を含め、認定協会がその業務を遂行するために必要な水準の財産及び運転資金を確保する見込みがあること。
 - ② 会費を確実に徴収することができる仕組み及び体制が整備される見込みがあること。
 - ③ その他運転資金の調達方法の適切性、借入金の返済の確実性等、その業務を健全な状態で持続的に遂行し得る財政面での確実性が認められること。
 - ④ 経理を公正かつ適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。
 - ⑤ 電気使用者からの損害賠償請求等に対応する能力があること。